

海外旅行も添乗員の時間管理可能

高裁は一审判決覆し、みなし労働認めず

添 乗業務に対するみなし労働時間制の適用の是非を争っていた裁判で、東京高等裁判所は3月7日、添乗員の労働時間管理は可能であり、「みなし労働の適用はない」とした。この裁判では、一审判決でみなし労働の適用を認めていたが、判断内容が覆った。これでみなし労働をめぐる3件の訴訟の高裁判決が出揃ったが、いずれも適用を認めない結果となった。今後、最高裁で争われる見通しだ。

全国一般東京東部労組HTS(阪急トラベルサポート)支部の添乗員と阪急トラベルサポートの間で4年近く争われており、添乗員側は未払い残業代の請求を通じ、みなし労働に基づく低賃金と

長時間労働の実態改善を目指してきた。

今回、判決が出た2つの裁判のポイントは、海外旅行を対象に含んでいる点だ。昨年9月に高裁判決が出ている裁判では、国内旅行について争っていた。東京高裁判決はいずれも、指示書や添乗日報から具体的な労働時間の算定が可能などとしてみなし労働の適用を認めず、残業代などの支払いを命じている。

今回、特に海外旅行への影響が大きい移動中については、たとえば航空機による移動の場合、「出発時刻の1時間後から到着時刻の1時間前まで」(乗り継ぎのない場合)を労働時間から除外するなどの判断が示されたが、添乗員側は「解釈について国内、海外で大き



添乗員側は会見で「みなし労働を適用し、残業代を支払っていない業界全体に波及する判決」と強調

な違いは見られず、ほぼ全面的な勝訴」と高く評価した。

阪急トラベルサポート側は「添乗業務の実態からかけ離れた判決であり、到底、承服しがたい」として、上告する構えだ。一方、添乗員側の弁護士は判決後の記者会見で、「上告審にも耐えうるだけの判断内容が示されており、最高裁でひっくり返されることはないだろう」と自信を示している。

(野川耕平)